令和4年 第8回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和4年9月26日(月)15時00分から16時00分

2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島悟	0	2	福澤 邦夫	0
3	岡村 宏一		4	森山 松年	0
5	日下部 好克	0	6	冨田 高治	
7	深井 一郎	0	8	川田 美千代	0
9	飯塚 信利	0	10	島村 重昭	0
11	齋藤 幸江	0	12	中野 松夫	
13	岩本 勝正	\circ	14	折原 正英	\circ

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	新規就農認定について
日程第3	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第6	農業経営基盤強化促進事業について
日程第7	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

 事務局
 事務局長兼産業観光課長
 小川 英一郎

 産業観光課主幹
 鈴木 功

 農地調整担当主査
 鷺谷 栄一

 農地調整担当主事
 益子 智渚

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「12番中野松夫委員」と 「13番岩本勝正委員」指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第15号「新規就農認定について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

新規就農認定について説明させていただきます。お手元の議案書またはスクリーンをご参照ください。

申請者は、大字■■にお住まいの■■■■さんです。年齢は■■歳、男性でございます。議案書の内容を読み上げさせていただきます。まず、就農計画の内容につきましては、営農形態は「花き(かき)」で、営農予定地は大字須賀地内となっております。具体的な場所につきましては、スライドでお示しした場所が予定地となっています。

主な作物につきましては、「ユーカリ」や「ミモザ」などの「花木(かぼく)」を主軸として、「シャクヤク」、「球根類」、「アーティーチョーク」などの花や「ミント」「バジル」などの草花を組み入れて栽培に取り組む内容となっております。

就農後の農業労働力は砂さん一人ですが、将来的には雇用も見据えた経営を 視野に入れた営農に取り組んでいく目標を掲げております。年間農業従事日数 は300日となっております。

次に、研修等の実績についてご説明いたします。砂さんは、宮代町大字■■ に在住の非農家出身で、フラワーデザイン関係の専門学校を卒業後、都内の花屋や兵庫県内の花き取扱会社に勤務された後、令和元年10月より「宮代町農業担い手塾」の8期生として大字■■地内の研修圃場において、花き作物の栽培管理、収穫調製・出荷等の実践研修に取り組んできました。研修期間は、令和

元年10月から本年9月末までの3年間です。砂さんが栽培する花き等は、新しい村「森の市場結」のほか、都内の大田花き市場や生花店などへ出荷されております。

審議に際しまして、事務局から見解を述べさせていただきますが、「宮代町に住所を有していること」「年間農業従事日数が150日を超えていること」「販路が確保されていること」「宮代町農業担い手塾での研修を修了していること」等から、新規就農の認定にあたっては「妥当である」と考えているところでございます。

なお、宮代町新規就農者支援委員会委員長より宮代町農業委員会へ「新規就 農者推薦書」が提出されております。以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

ご審議願います。

ご意見ないようでございます。この件に関しまして、「認定する」としてよろ しいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員挙手〉

(会長)

それではこの件については「認定する」ことといたします。

では、この度新規就農者に認定された砂さんよりご挨拶いただきます。砂さんお願いいたします。

<砂さん入室>

(砂さん)

→<あいさつ>

(会長)

ありがとうございました。

<砂さん退室>

(会長)

続きまして、日程第3・議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請 について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務 局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。申請地は■■■■■地内の畑1筆で面積は57

㎡でございます。申請者は■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅の敷地拡張です。なお、こちらは転用追認の案件となります。転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和 45 年 8 月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容です。農地法第 4 条の許可申請は自己転用ですので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から100m程に位置する申請者宅と東側の隣接農地との間にある生垣部分になります。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地は全て申請者の所有になります。現況については写真のとおりです。

なお、今回は4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要がございます。

<所在地の確認>

いずれも違反等はございません。農地法の観点から説明いたしますと、申請地は2種農地に区分されます。周辺営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

この件に関しまして、ご審議願います。

(■番■■委員)

担当地区ということで現地を確認しましたが、特に問題はないかと思います。

(■番■■委員)

先ほど折原会長、■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしい

でしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請 について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は■■■■■■■■■■の田 1 筆、畑 32 筆で申請面積の合計は 14807.61 ㎡です。全体の計画としては 15169.61 ㎡となりますが、農地法の許可が不要な山林 362 ㎡を省いた農地のみの許可申請面積 14807.61 ㎡での申請となっております。

転用の目的は「太陽光発電設備用地」です。施設の内容は「地面設置型太陽光発電設備」の設置工事で太陽光パネルは申請された土地を15区画に分け総数2688枚設置します。発電量を最大限にするため太陽光発電パネル間の離隔距離を取る必要があるほか、定期点検時の通路やメンテナンス空間の確保を考慮すると敷地に余裕がない必要最低限の広さでの計画面積との事です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましては。お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

申請者と土地選定の経緯についてですか、まず、申請者についてですが■■ ■■■■■■は主に住宅用太陽光発電システムの施工販売を行う建設及び電気事業者です。事業の一環で地面設置型の太陽光発電により発電事業をおこなっています。

今回、土地の選定に至った経緯は、事業拡大のため太陽光発電システムに適した土地を探していたところ、当該申請地を紹介してもらい、以前より申請地付近で太陽光発電事業を行い順調に発電している実績もあり、本申請地で事業を行う計画をしたが、農地であるため農地法の許可申請に至った次第です。

申請地の位置については案内図をご覧ください。■■■■■■を挟んで■■
■■■■■■■の向かい側、■■■■■■■■■■■■ から西に 50m に位置しています。公図で見ますとこのような形になります。(左上の3筆が山林になります。) 続きまして、土地利用計画書を御覧ください。隣地農地との被害防除については、周辺地周辺を越境防止と隣接地への影響のないよう、境界から30cm開けて高さ1.5mのフェンスで囲みます。現状で隣接した農地・道路・宅地・河川敷より地盤面が低く、整地の際に転圧することで、地盤面をさらに下げ、周辺の土地に雨水流出等による影響がないよう計画しております。また、工事後は、

年に数回は雑草を除去し周辺の農地及び住宅への環境に影響が無いよう管理する計画です。

続きまして、現況写真をご覧ください。農地として適切に管理されていることが確認できます。

農地法の観点から説明しますと、申請地は農振農用地区域内でありますが、白地であり農地区分は第2種農地でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

この件に関しまして、ご審議願います。

ご意見のある方いらっしゃいますか。

(■番■■委員)

担当地区ということで現地を確認しましたが、特に問題はないかと思います。

(会長)

ないようでございます。この件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員挙手〉

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第5・議案第18号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。2件案件がございます。それでは、1件目について事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。今回、「許可後の計画変更申請」の申請に至った 経緯についてご説明いたします。こちらは、令和元年8月総会で審議し、令和 元年9月26日付で農地法第5条の許可がされた案件の計画変更申請です。変更 する点は工事期間になります。元々5年間の工事期間の計画でしたが一時転用で 認められる最長期間が3年間であったため、当初の令和元年8月の申請では工 事期間を3年間で申請し、許可されました。残りの2年間の工事期間を確保す るため今回の申請に至りました。

それでは、本案件についてご説明いたします。申請地は■■■■■■■■■■■

■■の畑2筆で面積は1050 ㎡でございます。申請者は高速道路の建設事業を生業とする法人で、譲渡人は■■■にお住いの方と■■■にお住いの方の計2名です。現在は令和元年9月26付の農転許可に基づき、高速道路建設のための工事用地として使われています。

申請地の位置については案内図をご覧ください。■■■との境界沿いに位置し、■■■■と■■■■■の北西にございます。個人が所有している農地が1筆ございますが、改めて隣地同意をいただいています。

続きまして、土地利用計画図①をご覧ください。■■■の筆は、引き続き従業員の駐車場として利用する計画です。■■■の筆も引き続き、工事で用いる資材置場として利用する計画です。

現況についてはこちらの写真をご覧ください。土地利用計画図の通り使用されています。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。上述しました工事計画については宮代町各課・各担当及び春日部農林振興センターと調整済みであることをご報告いたします。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたしま す。

(会長)

1件目につきまして、ご審議願います。 ご意見のある方いらっしゃいますか。

(■番■■委員)

先ほど折原会長、齋藤委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

担当地区ということで現地を確認しましたが、特に問題はないかと思います。

(会長)

他にご意見ないようでございます。1件目につきまして、「やむを得ない」と してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員挙手〉

(会長)

それでは1件目については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2件目について事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明させていただきます。本案件は1件目の案件と同一の工事に 関する申請になるため、一部説明を省略させていただきます。

申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■□□ の畑2筆で面積は 410.56 ㎡でございます。申請者は一件目と同一の法人で、譲渡人は宮代町にお住いの方と■■■■■□□ にお住いの方の計2名です。申請の経緯については1件目の案件と同一の工事に関する内容のため省略させていただきます。申請地の位置については案内図をご覧ください。1件目の申請地の南西に隣接しています。

続きまして、土地利用計画図②をご覧ください。引き続き、工事用道路として使用されます。現況についてはこちらの写真をご覧ください。土地利用計画図の通り使用されています。農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。上述しました工事計画については宮代町各課・各担当及び春日部農林振興センターと調整済みであることをご報告いたします。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

2件目につきまして、ご審議願います。 ご意見のある方いらっしゃいますか。

(会長)

ないようでございます。2件目につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。 賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員举手〉

(会長)

それでは2件目については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第6・議案第19号「農業経営基盤強化促進事業について」 を上程いたします。今月は新規の案件が9件、更新の案件が8件ございます。 審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議願います。

それではまず新規案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1件目から9件目までの新規案件についてご説明いたします。議案 書及びスクリーンをご覧ください。

4番については、字金原にある畑2筆です。権利の設定を受けるものは■■■ ■さんで、現在の耕作面積が129.64a、今回利用権を設定される面積は751 m² です。設定する権利の種類は使用貸借権で、期間は令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間です。

5番については、字中にある田合わせて 15 筆です。権利の設定を受けるものは■■■■さんで、現在耕作されている農地はありません。今回利用権を設定される面積は合計 2950 ㎡です。設定する権利の種類は解除条件付賃貸借権で、期間は令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 3 年間です。

6、7、8番については、■■■■■■■■■にある田合わせて3筆です。権利の設定を受けるものは■■■■さんで、現在の耕作面積が50.28 a、今回利用権を設定される面積は合計4024㎡です。設定する権利の種類は解除条件付賃貸借権で、期間は令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間です。

9番については、■■■にある田・畑7筆です。権利の設定を受けるものは■ ■■■さんで、現在の耕作面積が22.76 a、今回利用権を設定される面積は田・ 畑合計4339 ㎡です。設定する権利の種類は解除条件付使用貸借権で、期間は令 和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間です。

新規案件の説明は以上になります。

更新案件については議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上で ございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、まず新規案件につきまして1番からご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、1番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

続きまして、2、3番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、2、3番の件につきまして「決定」 としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」することといたします。

続きまして、4番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、4番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」することといたします。

続きまして、5番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、5番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」することといたします。

続きまして、6、7、8番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、6、7、8番の件につきまして「決定」 としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

続きまして、9番の件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、9番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」することといたします。

続きまして、10番から17番までの更新案件につきましてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、10番から17番までの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは更新案件につきまして「決定」することといたします。

日程第3農業経営基盤強化促進事業についての審議案件は以上となります。

(会長)

続きまして、日程第7・議案第20号「農業振興地域整備計画の変更に係る 農業委員会協議について」を上程いたします。今回は除外の申出が3件ござい ます。それでは事務局説明願います。

(会長)

それでは 1 件ずつご説明いたしますので、議案書及びスクリーンを御覧ください。

1件目の申出地は $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare = \mathbb{E}$ にございます畑1筆の一部で、面積は 810 ㎡の内 428 ㎡を利用する計画となっております。

事業計画者は、杉戸町にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。 権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は■■■■の賃貸共同 住宅で夫婦、子供2人の合計4人で生活しています。

「子供の成長に伴い家財も増え、現在の住まいが手狭で、家族や隣人からの騒音・生活音等が気になる事、駐車・駐輪スペースもない生活に不便さを感じており、住まいが幹線道路に面しているため、車の通行の多さ・騒音・事故等において安全に過ごせる生活環境にないと感じており、子供の小中学校への通学等も考慮し考えた上」申出地に家を建てたく、今回の申出に至ったとのことです。

申出地の位置につきましては、■■■■の西側にあるこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第1種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車 4 台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は 54.98 ㎡が予定されています。隣地との

被害防除については、内積みのコンクリートブロックを設置する計画です。生活排水につきましては、前面道路に設置されている道路側溝へ放流する計画となっております。

1件目の説明は以上です。

2 件目の申出地は■■■■■■■にございます畑1筆で、面積は 441 ㎡の計画 となっております。事業計画者は、春日部内にお住まいの方です。転用目的は 自己用住宅です。権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は■■■■■■の賃貸共同住宅に夫婦2人で生活しています。「家財道具等が増えるにつれて現在の住まいが手狭に感じ、今後、子供を2人以上授かりたいと考え、また、実家から徒歩1分という場所にあり、今後、想定される両親の介護がしやすい点や両親から育児のサポートを受けるという点も考慮し」申出地に家を建てたく、今回の申出に至ったとのことです。

申出地の位置につきましては、■■■■■の北東側にあるこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第2種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車3台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は89.69㎡が予定されています。隣地との被害防除については、既設のCBの利用と内積みのCBを設置する計画です。生活排水につきましては、前面道路に設置されている道路側溝へ放流する計画となっております。

2件目の説明は以上です。

3 件目の申出地は■■■■■■■にございます畑1筆の一部で、面積は 583 ㎡の内 300 ㎡を利用する計画となっております。事業計画者は、町内にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は両親と妹の 4 人で 実家に生活しています。「婚約者と結婚した後に住む家がない事から土地探しを したところ、親の所有地である隣地が両親の老後世話をする事を考えた際に、 実家との行き来が最も容易な土地だと考え」実家に隣接する申出地に家を建て たく、今回の申出に至ったとのことです。

申出地の位置につきましては、宮代アリーナの南西側にあるこちらの土地で ございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第 2 種農地となってお ります。 次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車 3 台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は 47.88 ㎡が予定されています。隣地との被害防除については、内積みのCBを設置する計画です。生活排水につきましては、前面道路に設置されている道路側溝へ放流する計画となっております。

以上で今回申出のあった3件の説明を終わりにします。

(会長)

それでは1件目の案件について、ご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、1件目の案件につきまして「やむを 得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

それでは「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2件目について、ご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、2 件目の案件につきまして「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。 賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、3件目について、ご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは、3 件目の案件につきまして「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。 賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは「やむを得ない」とすることといたします。

以上の審議をもちまして、議案第20号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議会について」は宮代町長への回答とさせていただきます。

(会長)

続きまして、日程第8「報告事項」について、事務局、報告お願います。

(事務局)

報告事項について説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が9月12日となっております。12日までに、4条届出が3件、5条届出が3件ございましたことをご報告させていただきます。 以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和 4 年第 8 回農業委員会総会における審議・報告案件 の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和4年10月25日

会 長	
署名委員	
署名委員	